

## 水道料金の改定及び簡易水道事業統合について

### 1 水道料金の改定について

- (1) 水道料金改定の理由及び内容について ……資料1-1
- (2) 水道料金改定までの経過について ……資料1-2
- (3) 水道料金改定に関する市民説明会について ……資料1-3

### 2 簡易水道事業統合について

- (1) 簡易水道事業統合までの経過について ……資料2-1
- (2) 統合した簡易水道について ……資料2-2
- (3) 上水道料金への料金統一時期について ……資料2-3



# 1 水道料金の改定について

平成30年4月から

# 水道料金を改定します

(旧簡易水道給水区域を除く)

本市の水道事業は、人口減少、節水器具の普及や企業再編などに伴う水需要の減少により水道料金収入が減少する一方、高度経済成長期以降に整備した施設の老朽化に伴う更新や再構築、地震などの災害対策に多額の費用が必要となっています。このような中、水道料金については、平成23年の改定以来、現行料金を維持してきましたが、近年は赤字決算が続くなど、経費節減努力だけでは改善が難しい経営状況となっており、将来にわたって安全、安心な水道事業を維持するためには、水道料金の見直しが必要となってきました。

こういった状況を受け、平成30年4月から平均18.4%引き上げる鳥取市水道事業給水条例の改正案を平成29年9月議会に提案、可決されました。

今回可決された料金改定の内容についてお知らせします。



## 料金改定の内容

- 平均改定率18.4%の料金改定を行います。(平均改定率の18.4%は、改定後の料金で算定した場合に、現行料金と比べて料金収入の総額が18.4%増加することを表しています。)
- 水需要の増減による料金収入への影響を抑えるため、水道料金収入における基本料金の占める割合を増加します。(基本料金と従量料金の水道料金収入構成比を、現行の25:75から38:62にします。)
- 平成30年4月以降に使用した水量(6月計量、7月請求分)から適用します。

### ●水道料金表(1カ月につき)

( )内は現行料金

メーター 口径	基本料金	従量料金 使用水量				
		10m <sup>3</sup> までの分	10m <sup>3</sup> を超え 20m <sup>3</sup> までの分	20m <sup>3</sup> を超え 40m <sup>3</sup> までの分	40m <sup>3</sup> を超え 200m <sup>3</sup> までの分	200m <sup>3</sup> を超える分
13mm	840円 ( 460円 )	1m <sup>3</sup> につき 52円 (46円)	1m <sup>3</sup> につき 104円 (100円)	1m <sup>3</sup> につき 139円 (134円)	1m <sup>3</sup> につき 166円 (161円)	1m <sup>3</sup> につき 202円 (200円)
20mm	1,950円 ( 1,250円 )					
25mm	3,160円 ( 2,120円 )					
40mm	9,400円 ( 6,500円 )					
50mm	16,700円 ( 11,200円 )					
75mm	43,900円 ( 30,400円 )					
100mm	88,000円 ( 62,000円 )					
150mm	240,000円 ( 170,000円 )					
200mm	400,000円 ( 350,000円 )					

水道料金は、基本料金と従量料金との合計額に100分の108を乗じて得た額(1円未満の端数は切り捨て)になります。

水道料金体系は、基本料金と従量料金で構成する二部料金制を採用しています。

基本料金…設置した水道メーターの大きさ(口径)に応じた料金。

従量料金…使用した水量に応じた料金。使用した水量が多くなるほど1m<sup>3</sup>当たりの単価が高くなっていく逦増制を採用しています。

#### 計算例

メーター口径13mm、1カ月で20m<sup>3</sup>使用した場合の水道料金

基本料金	従量料金	
口径13mm 840円	10m <sup>3</sup> までの分 1m <sup>3</sup> につき52円	10m <sup>3</sup> を超え20m <sup>3</sup> までの分 1m <sup>3</sup> につき104円

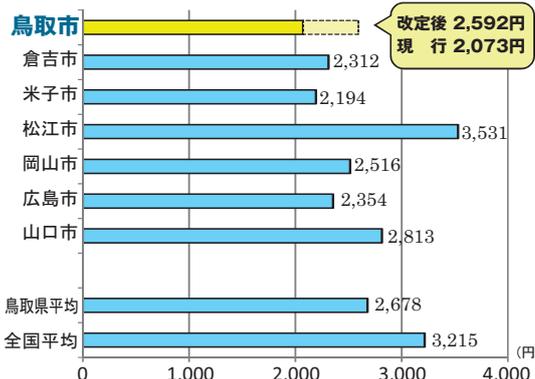
$$[ 840円 + (52円 \times 10m^3) + (104円 \times 10m^3) ] \times 1.08$$

(消費税相当額加算)

$$= 2,592円 \text{ (1円未満の端数は切り捨て)}$$

#### 鳥取県内・中国地方の主な都市の状況

メーター口径13mm、1カ月で20m<sup>3</sup>使用した場合の水道料金



## 水道事業経営のしくみ

水道事業は、地方公営企業法に基づき地方自治体が経営する企業として運営されています。事業の運営に当たっては、公共の福祉を増進するとともに、企業の経済性を発揮することが求められています。また、事業に必要な経費は経営に伴う収入(水道料金収入)をもって充てるという独立採算制の原則を基に経営が行われています。そのため、安定的かつ持続的な事業運営のためには適正な水道料金による収入の確保が不可欠です。

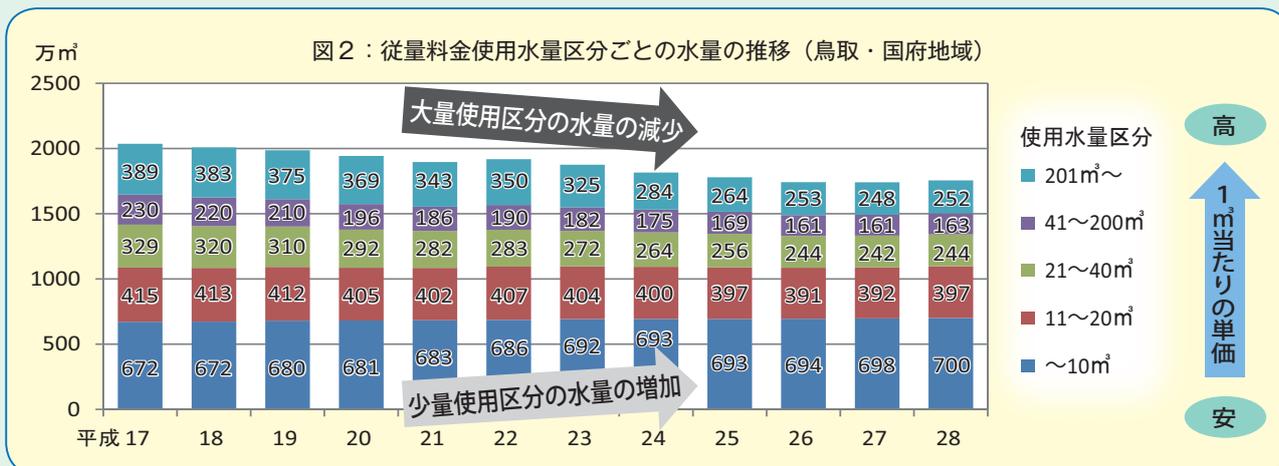
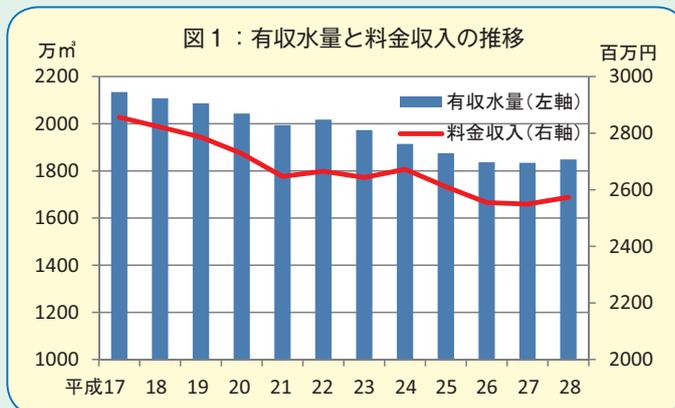
## 料金改定の背景

### 減少する水道料金収入

近年の人口減少、節水器具の普及や企業再編などに伴う水需要の減少により有収水量(料金徴収の対象となる水量)が減少傾向にあります。それに伴い料金収入も減少しています。(図1)

また、従量料金使用水量区分ごとの有収水量については、1㎡当たりの単価が最も安い10㎡以下の区分の水量が増加しているのに対し、単価が最も高い201㎡以上の区分の水量が大きく減少しています。(図2)

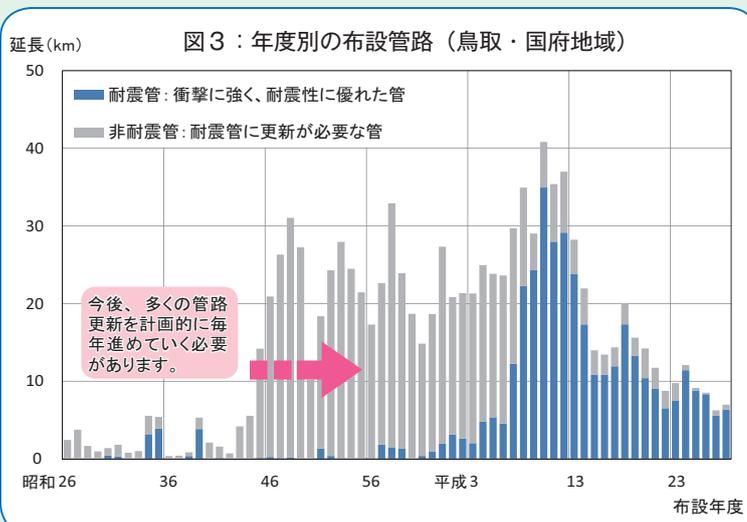
このため、有収水量の減少度以上に料金収入が減少する傾向にあります。



### 今後見込まれる更新費用

水道事業は、みなさんの所まで水道水をお届けするために多くの施設を維持管理していく必要があります。中でも大きな割合を占めているのが市内に張り巡らしている管路(水道管)で、全国的にも水道の普及が図られた高度経済成長期以降に設置した管路が大量に更新の時期を迎えています。

また、東日本大震災をはじめとする近年の大災害の教訓から施設の災害対策も急務となっています。本市においては、平成7年の阪神・淡路大震災以降、管路更新時には地震の衝撃に強い耐震管を積極的に採用してきたことから近年その割合は増加していますが、安定した水道水の供給のためには、さらに耐震化を進めるための管路更新を含む水道施設更新費用の確保が必要です。(図3)



## 水道料金改定までの経過について

- 1 平成 26 年 5 月 水道料金体系について水道事業審議会に諮問(以後審議 5 回)
- 2 平成 26 年 12 月 基本料金への配分強化(40%程度)、小口需要者の基本料金増額について水道事業審議会から答申
- 3 平成 27 年 4 月 鳥取市水道事業長期経営構想改訂(平成 27 年 3 月に市民政策コメントを行い、その際、平成 29 年度頃に 18%程度の値上げが必要であることを明示)
- 4 平成 28 年 4 月 水道料金改定について水道事業審議会に諮問(以後審議 6 回)  
…資料1-2 ②(諮問書) 参照
- 5 平成 29 年 7 月 水道事業審議会から答申 …資料1-2 ③(答申書) 参照
- 6 平成 29 年 9 月 定例市議会において、料金改定のための条例改正が議決
- 7 平成 29 年 11 月 水道料金改定に関する市民説明会開催  
(11 月 15 日~29 日に改定対象の給水区域内 13 会場で)

## 【諮問の趣旨】

### 1 水道料金の改定について

本市の水道事業は、「お客さまの視点に立ち、お客さまに信頼していただける水道を目指す」を経営基本方針として、安全でおいしい水道水の安定供給に努めています。

本市の水道料金は、平成 23 年度に改定して以降、消費税率の引き上げ分を除くと実質、現行料金を維持しています。

この間、大口需要者である企業の再編等による水需要の急激な減少などもあり、水道事業経営の主要な財源である料金収入が大幅に減少する一方で、動力費や建設改良費をはじめとする経営コストの上昇もあり、本市水道事業を取り巻く環境は非常に厳しくなっています。こうした中、水道局では固定費等のコスト縮減を図るなど企業努力によって、平成 27 年度末では安定経営の指標としている内部留保資金は財政計画を上回る金額を確保できる見込みです。しかし、単年度では欠損金が継続して発生しており、また、企業債残高も料金収入に比べて非常に高い水準となっており、経営上の課題となっています。さらに、平成 29 年度からは統合した簡易水道事業を含めた本市全域の水道事業経営という大きな課題にも取り組まなければなりません。

このような状況の中、今後、高度経済成長期以降に整備した施設の老朽化に伴う再構築や水道管路の耐震化をはじめとした災害対策を早期に進めなければなりません。

水道は市民生活や産業活動に欠かすことのできないインフラであり、将来にわたって、市民の皆さまに安全でおいしい水道水を安心してご使用いただくためには、受益者負担の考えから水道料金の引き上げをお願いするとともに、持続可能な水道経営を支える水道料金体系への見直しが必要と考えています。

このことから、平成 26 年度水道事業審議会答申を踏まえ、水道料金の改定について貴審議会の意見を求めます。

### 2 簡易水道事業統合に伴う水道料金の統一時期について

本市では、「簡易水道事業統合計画」を策定し、平成 28 年度末に簡易水道事業を上水道事業に統合することとしています。

本市の簡易水道事業は経営基盤がぜい弱であることから、運営経費の不足分を一般会計から繰り出しています。事業統合後においても、当分の間、現在の上水道区域の利用者の負担増とならないよう、引き続き財政措置を講じることを考えています。

現在の両事業の料金制度は、メーター口径別の基本料金と従量料金の 2 部料金制をとっていますが、基本料金と従量料金の単価については大きく異なっており、簡易水道事業統合後、料金統一を図る必要があります。

このことから、簡易水道事業統合に伴う水道料金の統一時期について、貴審議会の意見を求めます。

本市の水道事業は、近年の人口減少、節水器具の普及や企業再編等に伴う水需要の減少などにより給水収益が減少傾向にある。

一方で、高度経済成長期以降に整備した施設が大量に更新時期を迎えていることや、東日本大震災を始めとする近年の大災害を教訓とした施設の耐震化などの対策が課題となっていることから、今後の建設改良費が増大することが見込まれる。

現在、鳥取市水道局では、「鳥取市水道事業長期経営構想」(平成 27 年度改訂)に基づいて、安全・強靱な水道及び水道サービスの持続を目指して事業を進めているところであるが、平成 28 年度策定の財政計画によると、給水収益の減少や建設改良費の増加に伴う減価償却費の増加等を主な要因として、平成 30 年度には円滑な事業運営に必要な内部留保資金を確保できなくなると推計されており、施設のダウンサイジングや企業債の発行抑制による元利償還金削減等の経費縮減努力だけでは改善が難しい経営状況にある。

独立採算制を原則とする水道事業を持続させていくためには、経費縮減を継続することはもとより、給水収益の確保に向けた、より適正な水道料金への見直しを行う必要がある。

なお、料金の見直しに当たっては、企業など大口需要者の使用量の増減が給水収益に大きく影響する料金体系を採用していることから、水道事業の安定経営と負担の公平性の確保のため、料金体系の枠組みは維持しつつ、基本料金への配分強化を行う必要がある。また、主に生活用水として使用する少量の使用区分の料金については、一般家庭などの小口需要者が過度な負担増とならないよう設定する必要がある。

以上のことを踏まえ、本審議会は、今後の安全・安心な水道水の安定供給及び水道事業の安定経営に向けた水道料金の改定について慎重に審議した結果、次の結論を得た。

## 1 水道料金の改定について

- (1) 料金算定期間は、平成 30 年度から平成 34 年度までの 5 年間とする。
- (2) 料金算定期間の期末(平成 34 年度末)における内部留保資金残高が、少なくとも年間給水収益(財政計画策定時)の 6 か月分相当を確保できるよう設定し、料金改定率は平均 18.4%とする。

- (3) 料金体系については現行どおりとし、基本料金への配分強化を図り、給水収益に占める基本料金と従量料金の構成比を 38 : 62(現行 25 : 75)とする。  
また、少量の使用区分の従量料金については、小口需要者に最大限の配慮を行う。
- (4) 改定後の水道料金は別表 1 のとおりとする。
- (5) 実施時期については、平成 30 年 4 月以降に使用した水量から適用する。

## 2 附帯意見

- (1) 市民の視点に立って、積極的な情報の公開を行い、市民との情報の共有を図り、市民との合意のもとに事業の運営を行っていくよう努められたい。  
特に、水道料金の値上げは市民生活に直結することであるため、実施までに十分な周知期間を設けて、市民への丁寧な説明に努められたい。
- (2) 料金改定後においても、効率的な事業運営や行財政改革を継続し、健全な経営が維持できるよう努められたい。
- (3) 高度経済成長期以降に整備した施設の大量更新、大規模災害時における迅速な施設復旧等に備えて、今後も積極的な人材育成、技術継承に努められたい。
- (4) 平成 29 年度に上水道に統合した旧簡易水道区域については、統合による事業費の増大が水道使用者の負担増とならないよう、一般会計からの繰入れを維持するとともに、今後の財政計画への影響を注視しながら整備事業を計画的に推進していくよう努められたい。
- (5) 今後の水道料金については、おおむね 5 年を目安に、社会情勢や水需要の動向に応じて見直しをされたい。

## 水道料金改定に関する市民説明会について

年 月 日	会場No.	場 所	参加人数
平成 29 年 11 月 15 日 (水)	1	面影地区公民館(桜谷)	25 人
	2	青谷町総合支所(青谷町青谷)	4 人
11 月 17 日 (金)	3	宮下地区公民館(国府町宮下)	6 人
	4	高草人権福祉センター(古海)	7 人
11 月 20 日 (月)	5	富桑地区公民館(行徳三丁目)	11 人
	6	湖南地区公民館(吉岡温泉町)	8 人
11 月 22 日 (水)	7	美穂地区公民館(朝月)	2 人
	8	岩倉地区公民館(立川町六丁目)	6 人
11 月 24 日 (金)	9	福祉文化会館(西町二丁目)	7 人
	10	美保南地区公民館(叶)	10 人
11 月 27 日 (月)	11	浜坂地区公民館(浜坂四丁目)	3 人
	12	湖山西地区公民館(湖山町西一丁目)	2 人
11 月 29 日 (水)	13	河原町コミュニティセンター (河原町渡一木)	8 人
合計			99 人

(1会場当たりの平均 7.6 人)

## 【主な質問・意見】

- 事前に説明会を開いて市民の意見を聞いた上で、その後に議会に提案するべきだ。
- 水源として使っていない殿ダムに負担金を払っているのはおかしいし、殿ダムの経費や今回の値上げ分については一般会計から繰入れし補填するべきだ。
- 減価償却費、企業債残高、給水原価などが米子市より高いのは、江山浄水場など過去の投資が過剰だったからではないのか。
- 18.4%の値上げといっても、水道使用量の少ない使用者にとっては 50%近くの大大幅値上げである。年金受給者など生活弱者に対する配慮がない。
- 基本料金の割合を一度に上げ過ぎである。水を節約しているのに値上げになることは納得いかない。
- 説明会に来る人が少ないが、来ない人は今回の改定を理解していると思ってもいいのではないか。
- 水道料金の収納率が高くて良いと思った。
- 水道事業の実態が理解できてよかった。